

第6回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時：平成30年6月1日（金）10：00～11：50

会 場：市役所本庁舎2階 第四委員会室

出席者：木村民男委員（会長）、氏家靖浩委員（副会長）、庄司智弥委員、高橋興委員、
笛木啓介委員、藤原啓二委員

次 第 1 開会

2 議事

（1）体罰等の防止に関する取組みについて

（2）今後のいじめ及び体罰等の防止対策について

3 閉会

配布資料 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿

資料2 体罰等に関する全校アンケート調査結果の分析について

資料3 第一次提言を踏まえた平成30年度取組状況

資料4 第一次提言

資料5 今後の検討項目（予定）

1 開 会

2 議 事

○木村会長

初めに、本日の会議の議事録署名人でございますが、氏家副会長にお願いしたいと思います。

（氏家副会長・了）

本日の議事の進行の予定でございますが、まず2つございます。議事（1）「体罰等の防止に関する取組み」について、前回の第5回会議におきまして、「体罰等に関する全校アンケート調査の集計等の状況について」を分析したものを資料2にまとめております。前回会議に引き続きまして、体罰等の防止に関する取組みについて、ご議論をいただきたいと思います。

その後、議事（2）に移りまして、「今後のいじめ及び体罰等の防止対策について」

議論していきたいと思えます。

それでは、議事（１）体罰等の防止に関する取組みについて、資料２の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（教育人事部長）

それでは、体罰等に関する全校アンケート調査結果の分析について、中間的なまとめを資料２に基づいてご説明申し上げます。

まず、１の趣旨でございますが、昨年度行ったこのアンケート調査の結果につきましては、前回の会議で資料をお出ししたところでございます。体罰・不適切な指導、それぞれ確認されたわけでございまして、アンケート調査後にも発生したものもございました。この間、私どもでやっております教員に対する事情聴取、事実確認の中では、教員は一律に体罰・不適切な指導が許されないものだということについては当然認識をしております。しかしながら、実際の現場、ある局面ではそれに至っているという状況がございます。

こうしたことから、体罰・不適切な指導がどのような状況で起きているのか、また教員がどのような心理状況になったときに起きがちなのかということをより詳細に分析して、そうした結果を研修に反映させるなどして、体罰等の根絶がより実効性を持って教員に浸透するよう取組みを進めたいと考えてところでございます。

２の分析の方法に示しておりますとおり、これまでの調査などを通じて、教員が体罰・不適切な指導を行う際、共通点や一定の傾向がないかなどを見ていくということで分析を進めているところでございます。

現段階での分類・整理の結果は、３のデータの整理というところからでございます。

①教員の年代・性別に関し、体罰については、多く行う教員は男性となっております。不適切な指導については、女性の教員の比率も多くなります。年齢層の高い教員の割合も多くなってまいります。これら傾向につきましては、さらに他の項目とのリンクの中で分析していきたいと考えてございます。

次に、②児童生徒との関わりでございますが、担任が多いことは当然ですが、中学校になりますと部活動での体罰・不適切な指導が目立ってまいります。児童生徒との関わり、その中での教員の状況というものがどういうものなのかということはさらに詳細を見ていく必要があるものと考えてございます。

それから、③時間・学校活動等については、小学校、中学校とも、授業中の体罰・不

適切な指導というものが多くなっておりませんが、小学校では給食の時間、中学校では部活動中というのが目立ってまいります。学校活動の中で児童生徒との関わり、あるいはそのときの状況、そうしたものはさらに詳細に見ていく必要があると考えてございます。

次の④場所につきましては、おおむね前段の学校活動の結果が反映されたものになってございます。

⑤児童生徒の学年・性別につきましては、体罰は校種にかかわらず、男子に対するものが多いということになっております。小学校では4・5年生、中学校では1・2年生が多くなっています。不適切な指導については、女子に対しても一定の割合で見られるようになります。こちらも中学校で1・2年生、小学校では6年生より他の学年で多くなっているという傾向がございます。児童生徒の発達段階や学齢での行動傾向ということと、そのときの教員の状況というものをさらに他の項目ともあわせて分析していく必要があると思っております。

⑥学級規模につきましては、学級の人数との関係を授業中に事案が発生した体罰・不適切な指導について見たものでございます。⑦学校規模については、学校規模の関係について示しております。市立学校全体の学級規模、学校規模の分布というところもございますので、こうした資料を巻末につけておりますけれども、これらそれぞれの規模ということともあわせ、個々の事案における児童生徒との関係性、またその教員の校務であるとか、そうした業務の状況がどのようなかかわりを持っているのか、影響を与えていたのかということも加えて分析する必要があると思っております。

それから、⑧教員の認識の部分でございます。聞き取りの中では、体罰・不適切な指導とも多くの教員が指導の一環のつもりであったという認識を示しておりますが、一方で感情的になったということを行っている者も多く見られます。どうして体罰・不適切な指導を行ったのか、教員自身の認識もございますけれども、児童生徒の状況、それから周辺環境がその教員の心の動きに対してどういう影響を与えていたのかということも客観的に見ていきたいと思っております。

4の体罰事案の態様につきましては、今回私どもが把握した体罰の概要を例示的に示したものでございます。これら体罰を見てまいりますと、そもそも体罰に関する意識が薄い、低いというふうに捉えられるもの、また厳しい指導を行わなくてはならないというような認識の中で結果的にそれが体罰となっているもの、それから自身の感情

をコントロールできずに体罰になっているもの、教員と児童との信頼関係を背景にし
ながら、この関係性の中で許されるだろうというようなことで指導方法を誤っている
もの、それから危機回避であるとか授業妨害であったりというものの対応が行き過ぎ
であったり誤ったりしているものなどの例が見られます。こうしたところをより詳細
に傾向を見出していききたいなということを思っているわけでございます。

5の今後の方向性につきましては、これまでも体罰・不適切な指導は許されないとい
う研修などを行ってきているわけでございますけれども、それに加えて、体罰・
不適切な指導を教員が行った際の状況、心理などをさらに詳しく分析し、整理する
ということを継続的に行ってまいります。それらを踏まえまして、体罰・不適切な指導
につながった具体例を示しながら、そこに至る教員自身の心理を客観視できるように
して、教員自身に知らせておく必要があるということを考えております。それからも
う一つ、体罰・不適切な指導を行いがちな状況があるというところが見えてきており
ますので、そうした状況に陥らないように、様々な状況に応じた指導スキル、指導能
力を上げていかなければいけないということ。それから、体罰・不適切な指導を行
いがちな外的要因、例えば業務の多忙、あるいは学校において相談できる体制がなか
ないというようなことで、その教員の余裕のなさにつながっている場合には、それ
を取り除いていくように努めるという視点を持ちながら、これまでの研修では不十分
だった部分をより強化していく取り組みを検討して、体罰・不適切な指導の防止、根
絶、この浸透を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、9ページ以降、参考資料として、これまで出てまいりました各項目の基礎的な
数値がどのようになっているのかということが比較してもらえるように、年代別の教
員数、児童生徒数、規模別の学級・学校数のデータを添付しておりますので、あわせ
てご参照いただければと思います。

○木村会長

ご議論いただく前に、二つ確認したいと思います。資料2の表題は「体罰等に関す
る全校アンケート調査結果の分析について」とありますが、詳細な分析はこれからも
継続して行っていくという説明がありました。これで分析が終わっているわけではない
ということ。もう一つは、今までの資料2については体罰や不適切な指導の教員の
数が書いてありますが、参考資料にある基礎となる学校の男女別の教員数の割合を見
ていただき、これを踏まえてご意見等いただければと思っています。

本日は、柱を3つ立てて、それぞれの委員の方々からご意見をいただいきたいと思っております。一つはただいまご説明いただいたことに対する感想や確認する事項を一通りお話しただいて、その後に体罰の防止対策についてのご意見をいただきたいと思います。

三つ目は、委員の皆様方から、学校が、教員が萎縮しないで学校活性化の中で体罰や不適切な指導にどう解決していくかということについて具体的なご意見をいただければと思います。

○高橋委員

私はこのデータを拝見して、大変興味深いと感じたわけですが、幾つか、お尋ねをしたいと思っています。

従来から言われてきたところだと思うのですが、年代を見ますと、50代の教員の数が結構多いこと、それから、女性の場合は特に、全体の数が少ないこともあって、突出しているということですが、こういったことについて分析の過程で感じていることがあったらお知らせいただきたい。

それから、私の感想として、体罰あるいは不適切な指導について、一旦教師と児童との人間的なもつれがあれば、教師も指導上大変大きな悩みを抱え、それ以後の業務に影響は大きいと同時に、児童も学校に来ること自体がたらくなくなる。そういった案件が非常に多いように思うのですが、こういったことについて、体罰あるいは不適切な指導をした教員への聞き取りの中で何か感じられたことがあったらお知らせいただきたい。

○笛木委員

2ページ目のところの一番上の不適切な指導についての表の下、小学校では女性教員による不適切な指導の比率が高い、と書いてあるのですが、人数的には女性が80人で、男性が62人ですから、人数的には女性のほうが多いのですが、比率ということであると、仙台の小学校の全男性教員に占める62人の割合は7.1%で、女性教員が5.4%なので、女性の比率が高くはないです。この表現がどうなのかということ。また、その下の、年齢層の高い教員による不適切な指導が多い、というのは、どれくらいの数から多いと判断するのか。ここを確認させていただきたい。あと、4の体罰事案の態様について、例えば8ページの32番、50代女性教員の、児童同士の喧嘩を制止しようとした際に、児童から「うるせー」と言われ、同時に頬をぶたれたので反射的に頬

を指先でつつくようにたたいてしまったと。この反射的な反応がなければ、「うるせー」と言われてぶたれただけなので体罰でも何でもないのかもしれませんが、それで強く指導すると、それが不適切なという話になるのか。それから、34番の、家庭科の調理実習中に、ふざけて他の児童に包丁を向けていた児童に対して指導したのだけれども、そのときに胸のあたりを強く押し背中が壁にぶつかって、それが体罰だと。ただ、胸を押して背中が強く当たったというところを除けば、包丁云々の話ですから、危機回避というか、安全を最優先でということであろうと、ここで強い指導をすることは当然あり得る話で、どのくらいの精度で体罰というふうに確認をされたのか、こここのところをお聞かせ願えればと思います。

○事務局（教育人事部長）

では、先ほど高橋委員からのご質問も含めてご回答いたしたいと思います。

まず、50代の教員が多いことについてですけれども、そこは今後しっかり見ていかななくてはいけないと思っている部分でもございます。50代の教員、もともとその年齢層というのは全体として人数ベースで多いということが前提にはなっているのですが、一方でどうも傾向を見ていると、強めに児童生徒に当たるという指導に行きやすい年齢層でもあるようにも見受けられると感じられるところでございます。

そこは、かつてそういった指導も許されてきた時代があったからなのか、子どものころにそういうことで受けてきたからなのか、あるいはほかに要因があるのかというのはもう少し見ていかないとなかなかわからないところがあると思っております。そこは要素として考えなくてはいけないと思っております。

それから、教師と児童との人間関係についてのお話がありましたけれども、これは別途、お話しさせていただきたいと思っております。

それから、小学校では不適切な指導における女性教員の比率が高いと書いてございましたのは、表現が悪くて恐縮ですけれども、体罰との比較をしたときに、体罰だと男性教員が多いのですけれども、不適切な指導では女性の比率が高くなっているということをお願いしたかったということで、表現が至らなくて非常に申しわけなかったと思っております。

あと、年齢層が高い教員による不適切な指導が多いという表現については、単に数に着目してそう書いているという部分がございます。

それから、体罰の態様、7ページ以降の具体例の部分で、その体罰の態様の並べ方な

のですけれども、処分や注意の重い順に載せております。32番、34番あたりというのは、教育委員会と校長から指導するという処分あるいは措置の対応をとったわけですが、危機回避の中でとられた行動、あるいはその指導がそうした場面で必要だったというところの認定というのは我々のほうでも酌まなくてはいけないということで、一旦はその事情は酌んでいるということがございます。文章では書き切れていないのですけれども、例えば34番であれば、包丁を取り上げて厳しく指導は必要だろう。ただ、その際に、胸のあたりを押しましたとか、壁にぶつきましたと、そこまでが必要だったのかといえば、そこまでは必要ないというように、事実認定を行う上ではそうしたところも酌んで認定を行ったところがございます。

○事務局（教育人事部参事）

小学校では一日中担任と子どもたちが接しているわけですが、体罰によって子どもとの関係がこじれるといったところは確認しておりません。むしろ体罰を行った教員とその受けた子ども、それから保護者の間では納得をさせていただいている部分も多くありましたが、今回アンケートで第三者からこういった実態があったということで、こちらで改めて確認をして、体罰として認定したということもあります。いずれにしても先ほど申しましたように、このことによってその後担任との間がこじれたというような事案につきましては確認していないところがございます。

○笛木委員

高橋委員のお話にあった50代云々の話につきまして、私も50代の教員なのですが、私たちが採用された昭和50年代は全国的な校内暴力の嵐がピークにあったような時代で、私の新卒時代の体験としては、毎日生徒が暴力行為をするのを止める、生徒とたたかう、ほかの学校から攻めてくる生徒を何とかするというようなことの繰り返しで、そういうことが心の奥底に残っていることが関係しているのかもしれないと、先ほど聞いていて思いました。

○高橋委員

私も今、笛木委員がおっしゃったような感覚を持ってまして、私が若い教員的时候は、生徒指導担当というとほとんど体育の教員でした。そういった時代背景があり、年代が上がるに従って、体罰に対する認識が相当違うのではないかと強く感じています。

お尋ねを追加したいのですけれども、体罰等の案件が教育委員会に報告されるきつ

けというのは、どういうものが多いのでしょうか。子どもからほかの教員を通じてそのことが問題化したのか、あるいは、保護者等から市教委を通じて発覚したのか、それとも、その体罰あるいは不適切な指導をした教員から校長等に自ら申し出たものが多いのか、お尋ねしたいと思います。

○事務局（教育人事部長）

まず、体罰を起こした教員につきましては、これは全件、教育委員会に報告ということになっておりますので、やってしまったということであれば、それが校長を経由して教育委員会に情報として入るのが基本でございます。しかしながら、そこには、体罰だと思っておらず、あるいはそこまでのことはないということで話が上がってこないものもございまして、そうしたときには子どもからの訴えであるとか、あるいは家に帰った子どもから話を聞いた保護者からの訴えであったり、それが学校に入るもの、直接教育委員会に入るものというのはまちまちでございます。一番比率として多いのは、学校から教育委員会に情報として入るのが比率として最も多くなっております。

情報が入ってこない中には、指導を受けた本人は納得しているのだけれども、ほかの子どもの保護者から教育委員会に情報が入ってくるという場合もございます。今回はアンケート調査ということで、第三者が直接見た、聞いたという情報も、含まれているというところがございます。

○藤原委員

まず4の体罰事案の態様についてですが、一般の方がこの文章を見たときに、これも体罰なのかといったところが、一番初めに目につくのではないかと思います。学校教育法第11条では、「校長及び教員は教育上必要があると認めるときは児童生徒等に懲戒を加えることができるが、体罰を加えることはできない」旨が定められていますが、この基準が曖昧なのではないかと。これまでも、職員会議で話をしたり、研修をしていたりという報告もされていますが、その懲戒権の行使と体罰の定義が、どういった区分けをして検証されているのか。

例えば、東京高裁や最高裁の判例等に照らし合わせれば、7ページから8ページの表の最後のほうは客観的に見て体罰に当たらないかと思われる部分もあります。ただ、それを踏まえて、教育委員会という組織からすれば、懲戒権を持っているということになりますので、それを全て体罰ということで教師の皆さんに当てはめると萎縮して

しまう結果になってしまいます。先ほどおっしゃったように、周りの子どもが体罰だというふうに言っている、学校の先生が説明できないものが子どもたちも認識できるわけがないのです。ですから、これは体罰だ、これは懲戒だというようなはっきりしたところをご認識いただくのが一番いいと思っています。それは研修のあり方ということで今後ご検討いただきたいと思っています。

それから、資料2のアンケート調査結果の分析については、中間ということで、今後さらに進められる予定だということですが、この中で、やった先生のそのときの状況、その子との関係性、これまでの関係性、そういったものもあると思います。それと、やっていない先生方というのも、今後やってしまう可能性があるわけです。やってしまう可能性があるという不安とともに毎日仕事をしているわけなのです。懲戒処分ということが、新聞などに大きく取り上げられると、明日からどうやって仕事をやっていこうかなどと思うのではないのでしょうか。

そういったこともあるので、できれば先生方がやってしまうときの心理状況ということとはアンケートなどでとられたほうがいいのかと思います。言いわけではないのですけれども、やはり先生は、誰しもやりたいと思ってやるわけではないと思います。それが行き過ぎた場合に、結果論として体罰に当たるということになるとは思うのですけれども、そういったところの事情も考慮した上で懲戒権を発動しないと、信頼関係が構築されませんし、表面の体罰だけが世間に流れて、これを見た保護者の方々も、これはもう体罰なのだ、全て接触すればもう体罰なのだというような認識になってしまうのではないかと、このことを非常に懸念しております。

それからもう一点、この体罰事案の態様についていろいろありますが、従来からご発言いただいていた中で、一定の配慮を要するお子さんがいらっしやると思います。この中で、字面だけ見ていて、子どもも少し行き過ぎているといったこともあると思います。そういったものも含めた上での懲戒をやられたのか。それから、前も申し上げましたけれども、配慮を要するお子さんへの指導というのはとても難しく、これも体罰やいじめにかかわってくる問題だと思っていますので、そういった一定の配慮を要するお子さんへの対応は今後どうされるのかといったこともお伺いできればと思います。

○事務局（教育人事部長）

まず、適切な懲戒の考え方で教育委員会の認識ですけれども、まず懲戒は文部科学省からは例示がありまして、例えば注意であったり、叱責であったり、居残りであっ

たり、別室指導であったり、規律であったり、さまざま例示されております。基本的には、肉体的な侵害がないというようなもので、児童生徒に身体を侵害して肉体的苦痛を与えるようなものは体罰なのだという事は言われております。それからまた、正当防衛的に行われる有形力の行使のようなものについては、これは状況によっては体罰に当たらないことがあるということも確かに書かれているわけでございます。

そういった点、個々の事案については、ここに書き切れていない部分もありますがしっかりと見たというところはあるのですけれども、現場教員がそういったところの峻別をきちんと認識しているのかということになると、そこは実は難しいところがあるということは思っておりました。だから許される、だから許されないという判断は非常に難しい。それをきっちり浸透させるというのがどれだけできるのだろうかという悩みはありまして、ただ、それは個々にきちんと浸透はさせなくてはいけないものだという事は思っておるところでございます。

それから、当然、今後分析を行っていく中で、やっていない先生でもやってしまう可能性はある、潜在的にはそういうリスクがある、そこも踏まえた上で、例えば今後アンケート調査などをやっていったほうがいいというご指摘については、そういうこともあるということをおもいましたので、参考にさせていただき、今後考えてまいりたいと思います。

それから、配慮を要する子どもへの指導でございますけれども、今回、体罰の処分量定あるいは注意の段階を定めるにあたっては、学校内で配慮を要する子どもへの配慮を欠いたまま強く当たっているというようなところは、個別の量定の中では酌みましました。ただ、配慮を要する子どもへの指導というのは非常に難しく、まして、集団の中で適切に指導していくことの難しさというのは、非常にあるということをおもっております。そこは、その状況によった指導力、指導スキル、そういったところを上げていくことが大事であると思っております。ですから、今回我々が思っているのは、体罰はだめだという話のほかに、指導力の底上げもやっていかないといけないのではないかとことを思っています。その前提として、やはり分析はしていかななくてはならないということをおもっているところでございます。

○藤原委員

一つ、懲戒権の話なのですが、懲戒権というと、やった先生側からの立場で懲戒、それが業務上の度を超しているかどうかという視点から見るとは思うのですが、私ど

も法務局では、子どもの視点から、子どもの人権侵害という、具体的にいうと教育を受ける権利が失われているのではないかどうかという観点から見ます。

そういった観点から見ますと、一つの判例として、昭和56年に東京高裁であった判例があります。身体測定をやっていて、生徒が何だ、誰々か、と、先生を呼び捨てにしたことについて指導しようとして、額付近を平手で1回、グーで頭をコツコツと数回たたいたということで、これが懲戒行為なのか体罰なのかということについて、体罰と言える程度までに達していたとは言えないという判例があります。

懲戒行為の法的性質というところでいうと、生徒の人間の成長を助けるために教育上の必要性からなされる教育的処分と目すべきものといったこと、それから教師の生徒に対する生活習慣の手段の一つとして認められた教育的機能といった観点から分析して判決されたものですが、接触行為が全て体罰というわけではありません。全てがこの事例に当てはまるとは思いませんし、今回出された事案についても、ここまでに至った裏があるだろうなということはわかりますし、そこを全部含めた上でやらないと、懲戒を行使しないと不信感につながりますし、保護者と学校との信頼関係を損なう結果になってしまうと思います。保護者が求めているのは、その事実は何だったのか、それが体罰に当たるのかという一般的な見解なのだと思います。そういったところも今後参考にしていただいて、またほかにも判例も活用しながら研修していただければと思います。

○庄司委員

1点目は、6ページに教員の認識についてと書いてあるのですが、これは当該教員が体罰に該当すると思っていたという趣旨なのか、該当しないと思っていたのかというところで大分意味が違ふと思いますので、こちらがどうなっているのか教えていただきたい。

2つ目は、藤原委員から懲戒権のお話がありましたけれども、懲戒権あるいは体罰というところの境目ということでは、ご家庭というのもございます。家庭内でどういうふうに認識しているのかというのは、保護者が学校の体罰というのを認識するのにもパラレルにかかわってくると思います。この点、今回のアンケートの中ではご家庭でどういうふうに認識しているかは聞いていないと思うのですが、これまで教育委員会あるいは学校、場合によっては児童相談所のほうでやっているのかもしれませんが、学校ではなくて家庭内でどういうふうに認識しているのかというところの

調査をしていることがあるのかどうか。

まず、この2点を踏まえてということになるのですけれども、3点目として、体罰事案の態様について、体罰という前提で話をしていらっしゃるのか、それともそうではなくて研修材料としてこういう状況のときにはこう指導しようという形で検討する上でその事例として提示しましたという話なのかよくわからなかったのもので、この列挙の趣旨を教えてください。

○事務局（教育人事部長）

まず、教員の認識の中で、指導の一環であったり、感情的であったり、制止のつもりだったというところの中で、それを本人自身が体罰と認識していたのかどうかという部分については、実は明らかになっておりませんで、そこはもう少し掘り下げなくてはいけない部分ですけれども、今回指導の一環であったというもの、それから感情的になったというものも、基本、体罰を行った場合には教員側から教育委員会に報告が上がってこなくてはならないということがございます。その報告が事前にないままにアンケート調査の中で事実確認を行ったというのがおおむね30件程度だったと思います。そういったことから、その時点で教員の中では体罰であったという認識は、なかったか薄かったかというところだろうと思われまして、そこが1点目でございます。

それから、家庭内で体罰が行われるときの認識について調べたものというのは、私どものほうではそうした調査は把握しておりませんで、有無について確認しなければいけないということを今思っております。

それから、体罰の態様の列挙についてはどういう趣旨なのかということでございますけれども、一つはこういうものがありましたという事実をお知らせしないとなかなか議論を深めていく素材にならないだろうということを思いましたというのが正直なところでございまして、それによって、研修につなげていくのか、あるいは何か線引きをするなどのご意見をいただこうというように思ったということで、こういったものがないと議論の土台にならないだろうということでお示したところでございます。

○庄司委員

今のご回答からしますと、学校の先生、教員が体罰に該当しないと思っていた、認識がなかったという可能性が非常に高いというお話だったとすると、まず問題になるのは、体罰がいけないという抽象論としてはわかってはいても、自分がやっていることが体罰に該当するのか、該当していないのかというところがわかっていないという

ことになりますので、体罰というのは一体何なのかというところをきちんと示すというところが第一になると思います。

その上で、問題として、こういう場面でどういうふうに対応するのが望ましいのかというところは指導法の問題だろうと思いますので、先ほどの藤原先生のお話からもありましたように、懲戒権と体罰の差というところ、あるいは指導法というところは明確に意識しなければいけないと思います。

あともう一つ、この点であわせて検討しなければならないこととしては、指導の一環のつもりだったというところが回答として非常に大きいということだったのですが、体罰が指導としては不適切だということについては既に研究として上がっているはずで、そうすると、教育学の研究の成果が果たして現場の先生にどこまで還元されているのかという観点も必要だろうと思います。

前回の会議資料の「体罰防止ハンドブック 体罰の根絶に向けて」では、体罰はよくない、教育上もよくないということが書かれているのですが、指導の上で、あるいは教育の上でどう害になるのかという説明はありません。学問的に体罰がよろしくないという成果が上がっていると思うのですけれども、その反映がありません。このぐらいは指導として必要なのではないかと思ってしまうがちなのではないかと思いますので、そのことも含めて研修のプログラムを組まなければいけなく、研修の中身についてはご検討いただければと思います。

意見として2点目があります。先ほど申しあげましたように、家庭にかかることとして、保護者の方が、これは体罰ではないか、という話を上げてくるというのは、自分の家庭ではこういうことはしつけとしてもやらない、しかし学校でやられるということになれば、おかしいということを書いてくると思います。逆に、家庭内でこのぐらいは厳しく指導しているときには、むしろありがたいとございましたと言われるくらいのお話になる可能性もあると思います。

そうすると、見ている人によって体罰の範囲というのが変わってくるのですけれども、家庭内の、極端な言い方をすると虐待に該当するような部分もしつけという形で正当化する方々はいらっしゃって、たびたびニュースになっているわけです。いずれにしても、体罰と懲戒というのは家であろうが学校であろうが問題になる話です。そうすると、家庭での虐待ないし体罰がだめなのだということをきちんと行っていき、学校でも同様にだめですということをきちんとその地域の方々と学校のほうで認識のすり

合わせをしないと話が全然つながっていかないということになるのではないかと思います。そういったところは、今までは家庭は家庭でということではあったかと思うのですけれども、地域との協働というところを考えていかなければいけないと思います。そういう意味では、児童相談所との連携をどのように図っていくのかということについてもご検討いただく必要があると思いました。

○氏家副会長

笛木委員が先生になられたぐらいのころ、私は高校生だったのですけれども、自分がいた高校は先生方がたたくのが当たり前のような高校だったような感じもあり、多分当時の先生方からすれば力による制圧は当然のように行われていました。先生ご自身の中でこの指導法ではだめだという気づきがあった先生はその後の生き方で改まるという場合もあるかもしれません。ご自身の考えが改まることもないままであり、世の中が非常に敏感になってきたので、年齢が上の先生のほうが対応としては大変なのかと思われまます。ご自身のこれまでやってきた指導法に対して、今までは許されたのが今回はだめだったときの戸惑いを感じている方がいるのではないかと思います。

藤原委員がおっしゃった、いわゆる配慮の必要な子どものケースと思われるものも幾つかあって、先生方としては必死に対応されたのだらうと思いつつながら、結果として体罰になっている部分と、先生方の指導法全体を一度見直す必要があるという部分もあるものですから、そう考えたときに、自分の専門領域という部分でいくとアンガーマネジメントとあって、自治体の研修会で頼まれる機会が多いのですが、自治体のカウンターの最前線にいる方がクレーマーのような方に対していかに対処するかというものをやっております。学校の先生というのは、専門用語ではございますけれども、感情労働という仕事の場なのだと思うのです。これに体の労働も加わるわけですが、一所懸命な方ほど燃え尽き症候群とってバーンアウトと言われてきておりますけれども、最近言われてきたのは、仕事にのめり込み過ぎてバーンアウトはしなくなつたけれども、逆にご自分の感情がコントロールできなくなつてうつ病が増えてきたとも言われます。そういう流れもあることを考えたときに、アンガーマネジメントや感情労働についての知識を、先生方は研修で身に付けて欲しいと思っています。中には、指導のつもりであったかもしれないけれども、指導というよりも本当に反射的にしてしまつて、結果論として体罰になっているかもしれないけれども、先生ご自身が一所懸命やろうとしたことすべてがよくなかつたことと言われると、その先生ご

自身もそうでしょうけれども、周りも深入りしないようになることでの教育力の低下のほうが私は心配だと思います。規制を強化することによって先生方がいい仕事ができるとは思えないので、こういう場合は処分と行為がリンクするものではないのではないかと思います。処分して解決ではなくて、処分を受けた先生自身は自分がやってきたことに自信をなくすかもしれないし、それを見た周りの先生は深追いしないようになるだけだと思うので、体罰問題を本当に根幹から解決しようと思うとすれば、起きた行為と処分は別次元で考えなければいけないのではないという気がいたします。

このような事案があった、処分した、で片づけるものではなくて、他の先生方も共有し、事案から目を背けず現場の先生方と意見交換できるような形での教訓にすべき工夫が必要かという思いです。

最後にあと1つ、体罰は俎上に上がっていますが、挨拶をしない先生や教え方が下手な先生、先生同士の中では受けがいいけれども子どもや保護者から評判がよろしくない先生という方はここに上がってこないわけです。私はそっちのほうが非常に深刻だと思う部分があるのです。それは、体罰を容認するのではなくて、今の時代、信頼感のほうに敏感なので、多少厳しい場合でも私たちのことを思ってくれているという先生に対する子ども、保護者なりの考え方と、この場だけをしのごうとしているなという先生に対する考え方は異なってくるのではないかという思いがあります。そちらの見地での考察といいますか、検討を加えて、教職員みんな、言い方を変えると、この市の皆がそこを共有するような形にしていかないと、やはり処分が先にあるだけでは解決はないだろうという思いです。

○事務局（教育人事部長）

先ほど庄司委員からもあったのですけれども、例えば体罰に関する教育的な悪影響の話、あるいは今回教訓的に事例として生かして共有すべきだというようなことにつきましては、今まで研修をいろいろやってまいりましたし、校内でも会議を開いていろいろ周知に努めてきたというところがあるのですけれども、そうした視点というのは余り足りていないということは非常に思っております。もちろん処分して終わりということではなくて、その行為を切り離して事例として蓄積して、その中から学ぶべき教訓を見出していく、それを共有していく。一方では、非常に教育的な効果の部分をきちんと理論づけて知らせてやるということが両建てで必要なのだろうということは思っておりました。そうしたところで研修というのも見直していきたいということ

の中での今その取り組みということを考えておりました。ですので、いろいろご意見をいただきながら、またそこも取り込んでいきたいと思っておりました。

○木村会長

体罰等の防止等について、もう一つご意見を伺うのですが、積み残された分は、いじめ、あるいは体罰等の全体の中でさらに議論を深めていきたいと思っています。

体罰等の防止対策、こうあるべきだ、あるいは学校の教員はこういうふうに対応すべきだ、かなり出てきましたけれども、私も各委員のお話を聞きながら、懲戒権と体罰の混同している部分、あるいは年代による意識の違い、あるいは教員の教育力ということ強く感じていました。

○高橋委員

今、論点にしているこの調査結果の7ページを見ますと、一番上の方から3件、同一の教員がやっているわけです。それから、5、6も同じように20代の男性教諭が2件。これらは、年月日は違うのですけれども、最後の2件目または3件目をやったときに、前もこんなことをやりましたということで明らかになったものなのか、それともその都度市教委への報告等があつて明らかになっていたものなのか。私はそういったときに、仮にその都度に報告があつたということであれば、その間、先ほどのご説明の中に指導力の底上げという話があつたのですけれども、そこにつながるような研修など、繰り返す教員についてどんな対応をしてきたのか。例えば、10、11件は、2件とも同じ態様の体罰を行ったということになっているわけです。こういうふうに繰り返した教員については、今まで校内の校長あるいは教頭による指導をされてきたのか、そういったことで把握しているものがあればお聞かせいただきたい。

○事務局（教育人事部長）

最初に、7ページの表の中でお話をさせていただきますと、例えば1、2、3番でございますと、これは1つが一番上の部分が体罰のアンケート調査で明らかになって、その後教員に聞き取りを行ったところほかの事実も判明したということです。それから、5、6番や、10、11番というのは、今回の体罰調査の中で指摘が2つあつたということでございますので、まず繰り返した部分の、例えば1つ目を事前に把握していたかというような話ではなかったという状況でございます。

○事務局（教育人事部参事）

それぞれの案件につきまして、把握した時点では指導しておりますけれども、ま

めて今回把握したような事案につきましては、その都度その都度どのような指導をしていたかということについて確認はしていないところでございます。ただ、それぞれ、25年度のアンケートをもとにした処分、措置のあたりから、体罰については各学校について繰り返し指導はしているという中で繰り返し起きてしまっているということについては非常に反省すべき点があると感じているところでございます。

○高橋委員

これまでの指導として、一番一般的なやり方というのはどういう中身なのか。

○事務局（教育人事部参事）

学校におきましては体罰防止ハンドブックを使いまして、コンプライアンス研修の際に体罰についての指導を校長のほうから、あるいは教頭のほうからするというのが一般的でございます。それから、教育センターでの研修では、年次研修でコンプライアンスについて取り上げて研修をするということが一般的に多く行われてきている研修の中身ということになります。

○高橋委員

こういう案件を起こした教員については、事後の研修や義務づけなど何か、対応しているわけでしょうか。

○事務局（教育人事部参事）

事後の研修ということについてはこれまではやってきていなかったところでございますが、今回につきましては、教育委員会の職員が各学校を訪問しまして、校長から最近の様子を確認し、授業を参観しながら、校長に対してさらに見守りと励ましなどをしてほしいということで各学校を回って今指導をしているところでございます。

○笹木委員

教員のほうは、例えば体罰にしても、ぶったり蹴ったり、さらに言葉で威圧したりというところも含めて、やってはいけないということは理論的にはわかってはいるけれどやってしまうというのかもしれませんが。先ほど藤原委員が、子どもと教員の関係の中では子どもの側に立ってと、子どもの人権の側に立ってというお話をされましたけれども、教員の人権というところも意識をしていかないと、教員はいついかなるときでもサンドバッグ状態でいいのか、それで耐えられる心の広い大きな人がどれぐらいいるかと考えると、なかなかそうではないと思うのです。僕らの世代には、金八先生に憧れて教員になりましたという人が結構いますけれども、今は、金八先生のお

りにやると処分されてしまうというのが現実だろうと思うのです。今、いろいろなことが敏感になってきて、これはだめであるということがはっきりしてくると、教員の立場としてはもう深追いはできないと。校長の立場で教員に深追いしても自分がどうにかなってしまうだけなので、とことん突き詰めてというのは無理だという話しかできなくなってしまう場面というのが結構あると思うのです。研修を重ねていくと、なくなるかという多分それはなかなか厳しいことだろうと思うのです。

何かいい手があるかと言われると、とりあえず今のところ思いつかないのですけれども。ただ、教育委員会の皆さんやそれぞれの学校とか、研修とか指導とかということも含めて、かなりやっているのだろうということは、これは確かなのだと思うのです。だけどなくなるのはなぜかというところは、仙台市だけの話ではなく、どこでも同じ話なのだろうと思いますけれども、なかなか難しいところだと思います。

○庄司委員

処分等の関係でということで、今回のアンケートの関係もそうなのですが、体罰あるいは不適切な指導ということが明らかになったときに、子どもと先生あるいは市との関係の問題と、市と先生方の問題というのがあると思います。市のほうで学校の先生方に対して、不適切な指導または体罰に関して何らかの処分を下しますと、その処分をするかしないかということ、あるいは処分をするとしたときにどういうふうな対応をとっているかということを確認したかったのですが、これは市教委単独で行うのか、それとも市全体として行うのか、どうなっているのですか。

○事務局（教育人事部長）

それは仙台市教育委員会として処分を行います。

○氏家副会長

そうすると、教育委員会だけで判断をするという形になるのですか。

○事務局（教育人事部長）

どういった処分の重さにするのかという部分については、事案とともに市長部局と話をして、そこで協議を行って、最終的には仙台市教育委員会として処分をするという流れでございます。

○庄司委員

その際に、先生のほうからの言い分というのはきちんと聞いてというところですか。

○事務局（教育人事部長）

そこは教育委員会が全て聞き取って、その事情を市長部局の判断の中でまた伝えるということですか。

○庄司委員

そうすると、仮に不適切な指導があったとしても、市として、あるいは市教育委員会として、処分しなくていいという判断となることはあり得るということですか。

○事務局（教育人事部長）

あり得ます。

○庄司委員

そうすると、まさに学校の先生方が萎縮するかしらないかという話でいったときに、結果的に不適切だったというものについて、処分されない可能性があるのだということもあわせて研修の中でやっていく必要があるのだらうと思います。要するに、先ほど来申し上げているように、体罰に該当しないと思ってやりましたとか、該当すると思って、でも大丈夫だと思ってやったという話の違いと、あるいは指導法として適切かどうかという話というのは、いろいろな観点から全然違ってくと思うのです。状況から照らしてやむを得ないような事案についても、研修材料として上げていくというのは非常に重要なことだと思いますし、こういうときにこう対応していくといいという事例を蓄積していくのは、先生方にとってもいいと思うのです。事後的に見て不適切なことをやったという、ただそれだけを理由として処分ということになってしまうと学校の先生方は萎縮せざるを得なくなってくるので、そのところで学校の先生方を守っていくというところはあり得るのだらうと思います。このため、処分の基準も明確になっていると、学校の先生方としても安心できる部分はあるのかという気がいたします。体罰あるいは不適切なものとの処分の基準というところが、子どもとの関係でいうと不適切、体罰に該当すると、一方市との関係でいうと学校の先生が責任を負うということがあり得るのかどうかというところはまた別の基準があるのだらうと思いますので、その点をご考慮いただければと思います。

○事務局（教育人事部長）

今回上がってきたものの中でも、結果的には体罰に近い行為になっているのだけれども、全体の中では処分、注意には当たらないだらうということで外している例もございます。そうしたところはしっかりと見なければ現場が萎縮することもあるということ是非常に感じておりました。今、庄司委員がおっしゃったように、そうしたとこ

ろの峻別というのが明確になっていることも大事なことだろうということは思っていますし、それを現場にどう落とし込んでいくのかというところの難しさもあるのですが、それは考えてまいりたいと思います。

○氏家副会長

他の委員もおっしゃっていましたが、教育委員会の方が学校に来るということに対して、学校は相当構えるのではないかと思うのです。いわゆる指導主事訪問というと、ふだん以上に丁寧に掃除したりすることがあると思うのです。

何で今のような前置きをするかといいますと、いろいろな意味で指導が不適切である方、また先ほど来、私自身が申し上げた言葉でもありますけれども、アンガーマネジメントがなかなかうまくいかないケースのときに、子どもたちのためにスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、あるいはスクールロイヤーのほうも検討が始まる流れがある中で、肝心の教職員のサポートというのがなさ過ぎるような気がしています。このため、学校のSOSに対して、先生方をサポートするためだけの、指導主事の方とは別なチームというのがあってもいいのではないかと思うのです。

もし指導主事の方が来るとなると学校全体が構えてしまったとしても、個々の先生あるいは先生のグループとして指導が非常に困難である、あるいは校内だけでの内部解決が困難というときに、指導主事の側面での組織指導が片方にあるでしょうけれども、こういった形での事案のときに事後でどのように検討すべきか、あるいは事前にこの状況になると校内は混乱しますよということを市のほう、もしくは市の中のどちらかの部署につなげてはと思います。また、この市は大学が比較的多いので、学校に助言、提言できるという研究者も相当いるはずだと思います。ですから、そういう方にも入っていただき、少なくとも予測される危機、あるいは事が起きた後の対処のほうにサポートをできるようなチーム、そういう組織のような部署、ユニットも市の中のどこかの部局にはあってもいいと思います。それは、仙台市はこういうこともやるようにしましたというアピールにもなるのだと思うのです。

ただ、もちろんそれをするとすれば予算措置も講じなければいけないでしょうし、どういったときに動くのだという細かなものも必要かもしれませんが、もしかするとそこが相対的に一番抜け落ちているような気がするのです。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、ソーシャルワーカーのほうはどちらかという先生とのバックアップ支援という意味合いを持ちながら活動することが期待さ

れるのでしょけれども、歴史が古いほうのスクールカウンセラーですら、私はまだ本当の意味で校内に位置づいているかというところが感じないときもあるのです。今回人員を増やしていただいた分ですらにまた浸透はするでしょうけれども、でも何か先生方そのものを応援してあげる発想法を持ってかかわっていく必要があると思います。ここだけは繰り返しになりますけれども、よくないことがあった、処分しました、ということだけでは実は誰の解決にもならない気がするので、先生方を支援するためのチーム組織があるといいのかと思いました。

○木村会長

まだまだご意見をいただいきたいところですが、次回以降の議論で、今日の各委員の皆様のご意見も含めながら、的を絞っていきたいと思っています。

それでは、議事の（２）に入らせていただきます。

昨年度は、いじめの防止等について議論を行いました。委員の皆様には大変ご協力いただきまして、第一次提言を取りまとめることができました。第一次提言につきましては、平成30年度予算の策定に向けて、早期の充実、強化が望ましい項目を中心に取りまとめを行いました。

今後、最終提言を取りまとめていくに当たって、本日は引き続き検証等を進める項目について委員の皆様からご意見をいただき、次回以降の議論の項目を整理していきたいと思っています。積み残された分は次回で議論を深めていくということで進めさせていただきます。

それでは、今後のいじめ及び体罰等の防止対策について、資料3、4、5の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

初めに、資料3につきましてご説明いたします。資料3は、昨年度皆様に取りまとめたいただいた第一次提言に対します平成30年度の取り組み状況を第一次提言の項目に沿った形で一覧にしたものでございます。第一次提言の項目ごとに、今年度の取り組み、そしてその内容を記載しております。また、資料の右端に、新規、拡充、継続と記載した欄があります。こちらは今年度の取り組みにつきまして、第一次提言を受けて新たに実施するものについては新規、取り組みの充実を図るものにつきましては拡充と記載しております。また、昨年度から引き続き取り組みを進めるものについては継続と記載しております。この資料によりまして、第一次提言に関する仙台市の取

り組みの全体像をお示ししております。

続きまして、資料4でございます。こちらは、昨年度皆様方に取りまとめていただきました第一次提言でございます。

続いて、資料5でございます。昨年度は第一次提言といたしまして、まずは平成30年度の予算策定に向けて早期の充実、強化が望ましい項目を中心に取りまとめていただきました。そして、引き続いて、いじめ・体罰等の防止施策について検証を進めていただくことになっておりました。この資料5は、昨年度の経過を踏まえまして、これからの最終提言を取りまとめていただくに当たって、今後の議論の項目と思われるものを記載したものでございます。

本日は、最終提言に向けまして次回以降の議論の項目を整理するために、委員の皆様方にご意見を頂戴したいと考えております。以上でございます。

○木村会長

資料3、4を踏まえまして、資料5のとおり3本柱を立てました。これについて、特にこういうことを議論してほしいということを今日伺って、次回、その委員さん方のご意見を柱にした話し合いを第7回にしていきたいと思っています。

○高橋委員

私はこの3本の柱立てでいいと思うのですがけれども、この第1回の委員会から何度も言っていることがあります。1点目は、今、先生方自体はかなりいじめについていろいろなものを背負わされて、私は相当過重な負担の一因になっているのではないかと考えています。ですから、新しいものをやるときには、基本的にこれまでやってきたものについては厳密な評価をしてスクラップすべきものはスクラップすべきと、そういう観点で議論をぜひ進めたいと思っています。

それからもう一点は、これも繰り返し言っていることですがけれども、1つ目の項目「学校と地域との連携強化に向けた取組み」、これはもっとすぐ効果に直結するようにもう少しスピード感を持って計画を立て、実行に移してほしいと思います。研究するという事で繰り返しご説明を受けてきたのは仙台らしさと言うのですがけれども、私は仙台らしさと言った場合、仙台らしさの議論だけで十分なる時間を要するのではないかと考えていまして、これは法律に基づく制度の設計がきちんとできているわけですから、そんなに時間をかけて研究するテーマではないと思っています。

○笛木委員

資料5の話の中では、1つ目の項目「学校と地域との連携強化に向けた取組み」のコミュニティ・スクールのお話を是非していただければと思います。今、高橋委員がおっしゃった仙台らしさの話は、始めて軌道に乗ってくると、そこに仙台らしさが出てくるのかという気もしますので、とにかく取りかかることが必要かと思います。地域や家庭の力を注入していかないと、学校だけでどうにかなるものでもないという状況もあると思いますので、ここをぜひ話をしていきたいというのが1つです。それから、ここには直接、具体的には書いていないのですが、特別な支援が必要な生徒、体罰などとの関連で特別な支援が必要で、指導側の教員や周りの大人はしっかりと理解をしている必要があるのだけれども、それがわからないがゆえに、その子の行動がほかの子と全く違った景色に映って、必要以上の指導をしてしまうというような、そういうことも結構あるのではないかと思いますので、特別支援教育に関することが資料3の中にもいくつか出ていますので、そのところのお話をしていけたらと思います。

○藤原委員

私は前から、学校と保護者と地域の連携ということでお話しさせていただいたのですが、この中に保護者の方が入っていません。保護者の関係については、学校に来てPTAなどに残らないで帰る方、それから授業参観にも来ない方、そういった保護者の方がいて、一方ではしっかりやられている方もいますし、そうでない方もいて、そういった保護者の方へのきちんと学校の方針といったものが伝わっているのかどうか、そういった視点でも検討していただければと思います。そこが学校の先生方の悩みどころであって、それが負担になってなかなかいじめの発見につながらないということもあるのかもしれませんが、そういった観点からも討議していければと思います。

○庄司委員

私は、一番初めにやらなければいけないのではないかと思うのが、現に悩みや苦しみを抱えている子どもたちを救う方策だと思っています。例えば今日いじめに遭っていて、学校の先生に相談したのだけれども、うまく動いてくれませんかといった子どもがいたとして、その子は一体、今どこに行けばいいのかというところが何もありません。相談機関は確かにあります。ただ、相談機関というのは相談を聞いてくれるだけで、学校に行って問題になっている先生が何で対応してくれないのか、何で周りの子どもたちとうまくいっていないのか、あるいは体罰の場合であれば学校の先生が体罰

だと認識していなければ上がってこないわけですから、つらい思いをしても学校の先生に言ったって聞いてもらえるわけないと。そういう状況の子どもたちに対して、どこに行けばきちんと調査をして学校の話聞いて、こうしたらいいという調整してくれる、子どもたちを助けてあげられる機関です。話を聞いてあげる機関はたくさんありますけれども、助けてあげられる機関が今のところありません。それで、例えば裁判あるいは法務局に行ったとして、最後まで行くのにどうしても時間がかかってしまいますので、その部分を急いでつくらないといけないと思います。ここが本当に最優先ではないかと思います。

地域と保護者を巻き込んで学校をどうしようかというところも非常に重要だと思います。これは将来に向けて非常に重要な施策ということになりますので、ここも外すことはできないだろうと思っています。両方あわせてやっていかなければいけないと思います。

○氏家副会長

本会議は、ここ2、3年のうちに痛ましいことが起きてしまった市であることを踏まえた上で設定されました。私も講義で必ず学生に、そういう市であなたたちは学んでいるということ、人ごとではないのだということを話題にします。すると学生たちから逆に出てくるのが、今庄司委員がおっしゃったような形で、自分自身も心に抱えるものがあつたと言う学生がいます。ただ、興味深いもので、心に重荷を抱えてきた学生でも乗り越えて大学生になるともう過ぎたことのように言う学生もいるので、それではだめだと学生たちに伝えていきます。私は、やはり子どもたちが現実的な救いを求められるような、救えるような方策をきちんとつくってあげなければいけないと思います。同時に、子どもたちを救うための最前線にいる先生方自身も相談できるような仕組みというものも見える形をつくらなければいけないと思います。昨年度の会議のときに、この市の対応がいかにか手厚かったかというのはわかりました。しかし、至るところに相談できる窓口がありながら使えていなかったという現実も踏まえて考えなければいけないと思うので、仮にも重きを置かせていただくとすれば、真ん中の項目「いじめ事案発生時の対応のあり方」ということになると思いますし、その底支えとしては上下の項目両方とも絡むことだと思うので、真ん中の項目が具体的に見える形でこの会議のまとめの時点では発言、提言ができるといいのかと思っています。

○木村会長

私も考えを述べさせていただきたいと思っています。

委員の皆様のご意見を聞きながら、この3本柱をもっと深めながら具体的なものにつなげていきたいと思っています。特に私は丸の3番目、今までもいじめを救えなかった体験もありますし、実際にいじめを受けている子どもたちがどれだけ苦しんでいるかということもある程度わかっているつもりです。それを救うのはやはり学校の土壌づくりではないかともいつも思っています。教員の指導力も含めて、どんな学校づくりをしていくか。学校づくりをしていくためには、校長の資質が問われるだろうと。非常に手のつけにくい部分なのですが、管理職登用をどうしているのか、何をもって、教頭、校長を任命しているのか、あるいは教員の採用の問題、そういうところが大きくかかわってくるだろうと思っています。仙台市がどんな教員を求めて、校長にどんな学校を運営してもらいたいのか、そういうところがすごく大事になってくるだろうと思っています。その土壌と一緒に、先ほど言った、委員さん方から出された今取り組んでいかなければならないことと、この2つの両輪一緒に進むべきだろうとも思っています。

まだまだ議論の足りないところですが、今日出されたことを柱にしながら、次回以降、何回かに絞って具体的な議論を深めていきたいと思っています。

そのほかに皆様から何かお話しすることはございませんでしょうか。ないようでございますので、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

3 閉 会

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

事務局から日程についての連絡でございます。次回の会議につきましては、7月13日金曜日の10時からお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

また、本日の議事に関連して、さらにご指摘、ご提案などございましたら、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして第6回の会議を終了いたします。